



埋蔵文化財

長野県には約15,000箇所の遺跡が存在、全国第8位を誇ります



埋蔵文化財とは、文化財が地中に埋蔵されており、土地と結びついている状態をさします。一般には「遺跡」や「遺物」にあたり、考古資料が主な対象となります。埋蔵文化財は、埋蔵物のすべてを保護の対象とする特質から、それを包蔵する範囲を「埋蔵文化財包蔵地」に定めて現状保存し、国民全体に知らせることで共有財産として保全を図っています。何らかの事態により埋蔵文化財が土地から切り離されてしまう場合には、特別な保護の措置、「記録保存」が必要となり、「発掘調査」を行うことになります。

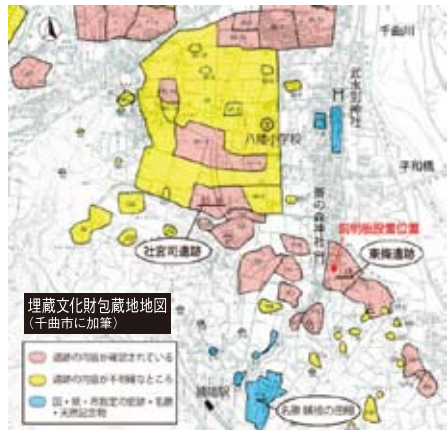


bunkazai no tubo

遺跡と遺物

文化財保護法では、埋蔵文化財の取扱いとして、貝づかや古墳、都城跡などの遺跡を「記念物」に、考古資料（遺物）を「有形文化財」に区分します。また記念物のうちで重要な遺跡を「史跡」に、有形文化財のうちで重要な遺物を「重要文化財」や「国宝」に指定し保存することとしています。

日本には約4.6万5千箇所の埋蔵文化財包蔵地すなわち遺跡があり、長野県には約1万5千箇所が存在します。その数は全国第8位を誇り、4.0%が縄文時代、2.2%が古代であるのが特徴です。



遺跡の発掘調査

発掘調査には、開発事業にともなう行うものと学術目的で行うものがあります。多くの場合は前者にあたり、記録保存の目的で発掘された後に壊されてしまいます。



道路建設に伴う発掘調査。数多くの住居跡が発見され、古代の集落跡がよみがえる。



おびただしい数の土器が出土し、弥生時代の廃棄場が姿をあらわす。

遺跡の活用

遺跡の発掘調査は、埋蔵文化財の特質をよく理解した上で適切に進められ、「発掘調査報告書」の作成により資料化されて保存されます。遺跡は、その所在する地域の歴史や文化を形づくり、地域アイデンティティを創出する源であり、永遠にその地に残り留まるべき「遺産」といえます。調査地に解説板を設置すること等で、未来へと継承されます。



発掘調査報告書は、破壊される遺跡を記録保存した資料(千曲市社宮司遺跡、東條遺跡)



発掘調査地に遺跡解説板を立て、過去人類の痕跡を永遠にその地に残す(千曲市東條遺跡)

記録保存とは？

発掘される遺跡は、図面と写真、文章の3点から記録され恒久的に保存される。

出土文化財とは？

遺跡から出土した遺物は、遺失物法上の埋蔵物にあたる。後に文化財としての認定を受けることで、文化財保護法の適用を受ける。

遺物の管理と活用

発掘調査報告書により資料化された遺物は、博物館等に収蔵されて万全な体制で保存管理されます。地域の歴史や文化を理解するための具体的な資料として、地域教育や社会教育に活用されています。



博物館に管理保管される出土遺物(千曲市社宮司遺跡、平安時代の地鎮の遺構から出土・長野県立歴史館所蔵)



数多くの埋蔵文化財が収蔵され、地域教育等に活かされる(長野県立歴史館、千曲市屋代)

